

平成 27 年 1 月 19 日

株主各位

会社名 サイバーステップ株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 類
(東証マザーズ コード 3810)

(訂正)招集通知記載事項の一部訂正について

平成 27 年 1 月 19 日付でご送付いたしました「臨時株主総会招集ご通知」について、一部訂正すべき事項がございましたので、お詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトへの掲載をもって、下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。

記

※訂正箇所及び訂正内容（※訂正箇所には下線を付しております。）

1. 本ライツ・オファリングの目的等

(1) 当社グループの状況及び資金調達の目的（7ページ）

【訂正前】

加えて、本ライツ・オファリングにより調達した資金を開発費に投下することにより、開発費が増加し、結果として、当社の業績にも影響を及ぼし、新規タイトルのリリースまでは、当期純損失を計上する見込みです。なお、本ライツ・オファリングにおいて発行する新株予約権のうち、全体の 75% が行使されたと仮定した場合には、開発費に加え、広告宣伝費、及び販売促進費として合計 923,288,870 円の費用が、平成 27 年 5 月期第 4 四半期から平成 29 年 5 月期第 2 四半期までの間に計上される見込みとなります。

【訂正後】

加えて、本ライツ・オファリングにより調達した資金を開発費に投下することにより、開発費が増加し、結果として、当社の業績にも影響を及ぼし、新規タイトルのリリースまでは、当期純損失を計上する見込みです。なお、本ライツ・オファリングにおいて発行する新株予約権のうち、全体の 75% が行使されたと仮定した場合には、開発費に加え、広告宣伝費、及び販売促進費として合計 926,945,392 円の費用が、平成 27 年 5 月期第 4 四半期から平成 29 年 5 月期第 2 四半期までの間に計上される見込みとなります。

5. 調達する資金の額及び資金の使途等

(1) 調達する資金の額(11 ページ)

【訂正前】

下記払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して、出資される財産の価額であり、平成 27 年 1 月 9 日(金)現在の当社発行済株式総数(当社が保有する自己株式の数を除く。)を基準として算出した見込額であります。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額、発行諸費用の概算額及び差引き手取概算額は減少します。

① 払込金額の総額	<u>1,023,031,800</u> 円
② 発行諸費用の概算額	<u>91,252,226</u> 円
③ 差引き手取概算額	<u>931,779,574</u> 円

注) 1 上記払込金額の総額は、発行する新株予約権のうち、全体の 75% が行使されたと仮定した場合の金額(1,023,031,800 円)であり、平成 27 年 1 月 9 日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する自己株式の数を除く。)を基準として算出した見込額であります。

2 発行諸費用の概算額には、フィナンシャル・アドバイザーである株式会社 ADCC-FAS(東京都千代田区飯田橋 2-6-3 代表取締役 星野 智之)に対する本ライツ・オファリングの企画、及び権利行使の促進に関する実務、今後の開発計画の立案等に関する実務支援に対する

る業務委託報酬(払込金額の総額を 1,023,031,800 円と仮定した場合における払込金額の総額の 7%、その他着手金 5,000,000 円)として 76,612,226 円、弁護士報酬(二重橋法律事務所、東京都千代田区丸の内 3-4-1 代表弁護士 大塚 和成)7,000,000 円、有価証券届出書等開示資料作成費用 3,500,000 円、登記費用・証券代行事務手数料等その他諸費用(株主総会費用、各口座管理機関への事務手数料、フィナンシャル・アドバイザーである株式会社 ADCC-FAS の反社会的勢力の関係に関する調査等(株式会社セキュリティ&リサーチ、東京都港区赤坂 2-8-11 代表取締役 羽田寿次))4,140,000 円を含み、消費税等は含まれておりません。

【訂正後】

下記払込金額の総額は、本新株予約権の行使に際して、出資される財産の価額であり、平成 27 年 1 月 9 日(金)現在の当社発行済株式総数(当社が保有する自己株式の数を除く。)を基準として算出した見込額であります。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額、発行諸費用の概算額及び差引き手取概算額は減少します。

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	<u>1,017,812,250</u> 円
② 発行諸費用の概算額	<u>90,866,858</u> 円
③ 差引き手取概算額	<u>926,945,392</u> 円

注)1 上記払込金額の総額は、発行する新株予約権のうち、全体の 75%が行使されたと仮定した場合の金額(1,017,812,250 円)であり、平成 27 年 1 月 9 日現在の当社発行済株式総数(当社が保有する自己株式の数を除く。)を基準として算出した見込額であります。

2 発行諸費用の概算額には、フィナンシャル・アドバイザーである株式会社 ADCC-FAS(東京都千代田区飯田橋 2-6-3 代表取締役 星野 智之)に対する本ライツ・オファリングの企画、及び権利行使の促進に関する実務、今後の開発計画の立案等に関する実務支援に対する業務委託報酬(払込金額の総額を 1,017,812,250 円と仮定した場合における払込金額の総額の 7%、その他着手金 5,000,000 円)として 76,246,858 円、弁護士報酬(二重橋法律事務所、東京都千代田区丸の内 3-4-1 代表弁護士 大塚 和成)7,000,000 円、有価証券届出書等開示資料作成費用 3,500,000 円、登記費用・証券代行事務手数料等その他諸費用(株主総会費用、各口座管理機関への事務手数料、フィナンシャル・アドバイザーである株式会社 ADCC-FAS の反社会的勢力の関係に関する調査等(株式会社セキュリティ&リサーチ、東京都港区赤坂 2-8-11 代表取締役 羽田寿次))4,120,000 円を含み、消費税等は含まれておりません。

5.調達する資金の額及び資金の使途等

(2)調達資金の使途(12 ページ)

【訂正前】

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
①平成 27 年 5 月期第 4 四半期～平成 29 年 5 月期第 2 四半期に開発予定の大型タイトル(対戦型ゲーム)の開発費、並びに広告宣伝費	396,000,000	平成 27 年 4 月～平成 28 年 10 月
②平成 27 年 5 月期第 4 四半期～平成 29 年 5 月期第 2 四半期に開発予定の大型タイトル(RPG 型ゲーム)の開発費、並びに広告宣伝費	488,000,000	平成 27 年 4 月～平成 28 年 10 月
③平成 27 年 5 月期第 4 四半期～平成 29 年 5 月期第 2 四半期に開発予定のスマートフォン向けゲーム 1～5 タイトルの開発費の一部資金	<u>47,779,574</u>	平成 27 年 4 月～平成 28 年 9 月

【訂正後】

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
①平成 27 年 5 月期第 4 四半期～平成 29 年 5 月期第 2 四半期に開発予定の大型タイトル(対戦型ゲーム)の開発費、並びに広告宣伝費	396,000,000	平成 27 年 4 月～平成 28 年 10 月
②平成 27 年 5 月期第 4 四半期～平成 29 年 5 月期第 2 四半期に開発予定の大型タイトル(RPG 型ゲーム)の開発費、並びに広告宣伝費	488,000,000	平成 27 年 4 月～平成 28 年 10 月
③平成 27 年 5 月期第 4 四半期～平成 29 年 5 月期第 2 四半期に開発予定のスマートフォン向けゲーム 1～5 タイトルの開発費の一部資金	<u>42,945,392</u>	平成 27 年 4 月～平成 28 年 9 月

5.調達する資金の額及び資金の使途等

(2)調達資金の使途(15 ページ)

【訂正前】

③平成 27 年 5 月期第 4 四半期～平成 29 年 5 月期第 2 四半期に開発予定のスマートフォン向けゲーム 1～5 タイトルの開発費の一部資金

当社の開発新規タイトルとして、平成 28 年 10 月以降のリリースを予定するタイトルの開発資金として 78 百万円の一部に充当することを予定しております。具体的には、スマートフォン端末向けのゲームを予定しており、その開発人員の人事費として充当することを予定しております。なお、開発期間(平成 27 年 4 月～平成 28 年 9 月)については、

平成 27 年 4 月～平成 28 年 9 月に開発、テストプロセスによるチェックを行います。
 また、開発人員の人工費以外の費用につきましては、営業キャッシュフロー等の、本ライツ・オファリング以外の方法により、資金を充当することと致します。
 なお、本ライツ・オファリングにより調達された資金が上記の必要額に満たなかった場合につきましては、開発タイトルの削減を行うこととします。

<資金使途の内訳>

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
開発人件費	<u>47,779,574</u>	平成 27 年 4 月～ 平成 28 年 9 月
合計	<u>47,779,574</u>	

なお、当該新規開発タイトルの収益計上は、リリース後の平成 28 年 10 月頃より収益を計上できる見通しとしております。当該タイトルは、第 1 弾の収益の状況に応じて、次回作の製作も検討してまいります。また、その他諸費用については、海外サービスの展開に関する現地調査費用及びサービス構築費用等に関する費用であります。

3. 本ライツ・オファリングの権利行使が進まない場合には、第一に③の開発本数を減らすことにより③の支出額の削減を行うほか、次に①及び②の広告宣伝費、及び販売促進費の削減を行ってまいります。また、調達額が①及び②の開発人件費、システム関連設備費、及び外注費(イラスト・声優等)の合計額にも満たない場合には、借入金等代替手段の検討も行ってまいります。また、発行する新株予約権のうち、全体の 100% が行使されたと仮定した場合の調達額は 1,364,042,400 円であり、発行諸費用 116,312,968 円を控除した調達額は、1,247,729,432 円となります。その場合の資金使途については、①及び②の広告宣伝費または販売促進費を、それぞれ 100,000,000 円程度増額することとし、残額については、③の開発費、並びに広告宣伝費の金額を増加し、今後のタイトル開発に充当する方針です。

【訂正後】

③平成 27 年 5 月期第 4 四半期～平成 29 年 5 月期第 2 四半期に開発予定のスマートフォン向けゲーム 1～5 タイトルの開発費の一部資金

当社の開発新規タイトルとして、平成 28 年 10 月以降のリリースを予定するタイトルの開発資金として 78 百万円の一部に充当することを予定しております。具体的には、スマートフォン端末向けのゲームを予定しており、その開発人員の人工費として充当することを予定しております。なお、開発期間(平成 27 年 4 月～平成 28 年 9 月)については、平成 27 年 4 月～平成 28 年 9 月に開発、テストプロセスによるチェックを行います。

また、開発人員の人工費以外の費用につきましては、営業キャッシュフロー等の、本ライツ・オファリング以外の方法により、資金を充当することと致します。

なお、本ライツ・オファリングにより調達された資金が上記の必要額に満たなかった場合につきましては、開発タイトルの削減を行うこととします。

<資金使途の内訳>

具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
開発人件費	<u>42,945,392</u>	平成 27 年 4 月～ 平成 28 年 9 月
合計	<u>42,945,392</u>	

なお、当該新規開発タイトルの収益計上は、リリース後の平成 28 年 10 月頃より収益を計上できる見通しとしております。当該タイトルは、第 1 弾の収益の状況に応じて、次回作の製作も検討してまいります。また、その他諸費用については、海外サービスの展開に関する現地調査費用及びサービス構築費用等に関する費用であります。

3. 本ライツ・オファリングの権利行使が進まない場合には、第一に③の開発本数を減らすことにより③の支出額の削減を行うほか、次に①及び②の広告宣伝費、及び販売促進費の削減を行ってまいります。また、調達額が①及び②の開発人件費、システム関連設備費、及び外注費(イラスト・声優等)の合計額にも満たない場合には、借入金等代替手段の検

討も行ってまいります。また、発行する新株予約権のうち、全体の 100%が行使されたと仮定した場合の調達額は 1,357,083,000 円であり、発行諸費用 115,795,810 円を控除した調達額は、1,241,287,190 円となります。その場合の資金使途については、①及び②の広告宣伝費または販売促進費を、それぞれ 100,000,000 円程度増額することとし、残額については、③の開発費、並びに広告宣伝費の金額を増加し、今後のタイトル開発に充当する方針です。

サイバーステップ株式会社第 23 回新株予約権発行要項(17 ページ)

【訂正前】

1.新株予約権の数

割当基準日における当社の発行済株式総数から同日において当社が保有する当社普通株式の数を控除した数とする。

5.本新株予約権の内容

(2)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権 1 個当たり 588 円とする。

【訂正後】

1.新株予約権の名称

サイバーステップ株式会社第 23 回新株予約権という。

5.本新株予約権の内容

(2)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権 1 個当たり 585 円とする。

サイバーステップ株式会社第 23 回新株予約権発行要項(18 ページ)

【訂正前】

5.本新株予約権の内容

(8)本新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取り決め

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

【訂正後】

5.本新株予約権の内容

削除

サイバーステップ株式会社第 23 回新株予約権発行要項(19 ページ)

【訂正前】

8.本新株予約権の行使に際して金銭の払込取扱場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 東京営業支店

【訂正後】

8.本新株予約権の行使に際して金銭の払込取扱場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 本店営業部